

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 直心会

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直心会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給することができる。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 報酬の額は、職務内容及び勤務状態により次のとおりと定める。

理事長 職務内容：週2回出勤し理事長決裁及び業務の報告を受け各施設の運営状況を把握すること。（出勤簿作成）

報酬月額：50,000円

理事 報酬は支給しない。

監事 報酬は支給しない。

評議員 報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 日当および宿泊料は、直心会旅費規程を適用する。

(改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の決議を要する。

附則

1 この規程は、平成29年6月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 この規程の制定に伴い、平成25年4月1日施行の「役員等報酬及び費用弁償規程」は廃止する。